真岡市移住体験応援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市への移住を促進するため、市が実施する個別オーダーメイド型移住体験事業（以下「個別移住体験事業」という。）の参加者に対し、参加経費を補助することについて、真岡市補助金等交付規則（昭和４３年規則第２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 栃木県外の在住者であること。

(2) 本市へ移住を検討している者であること。

(3) 市が実施した移住体験事業や移住相談会等の参加経験があること。

(4) 個別移住体験事業終了後に市が実施するアンケート調査及び移住促進に向けたＰＲ活動等に協力できる者であること。

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 交通費

ア 公共交通機関を利用する場合　居住地から本市の宿泊施設までの往復（以下「往復旅程」という。）に要する経費（個別移住体験事業に関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費を除く。）

イ 自家用車を利用する場合　往復旅程について１キロメートルにつき３７円として積算した額及び高速道路の利用に係る経費（個別移住体験事業に関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費を除く。）

ウ レンタカーを利用する場合　その賃借料、燃料費及び高速道路の利用に係る経費（個別移住体験事業に関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費を除く。）

(2) 宿泊費　滞在する宿泊施設の賃借料、使用料又は宿泊費（宿泊費に朝食及び夕食に係る費用が含まれる場合は、当該費用を含む。）

(3) 参加費　個別移住体験事業の参加に要する経費

２　前項の算定にあたっては１泊２日を限度とする。

（補助対象外経費）

第４条　次の各号に掲げる費用については、補助対象経費としないものとする。

(1) 個別移住体験事業の参加に必要と認められない個人的な支

　出

(2) 前泊又は後泊に係る支出

(3) その他補助対象経費として適当でないと認められる支出

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、第３条第１項の各号に規定する補助対象経費の合計額とし、１世帯１万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、真岡市移住体験応援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 住民票謄本

(2) 補助対象経費の領収書の写し

(3) その他市長が特に必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、同一補助対象者につき１回限り行うことができるものとする。

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、真岡市移住体験応援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第８条　前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた日から３０日以内に真岡市移住体験応援事業補助金交付請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第９条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) その他市長が不適当と認めたとき。

（補助金の返還）

第１０条　市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

この要綱は、令和２年８月１日から適用する。